（記載上の注意）

1　再保険の契約を締結した場合にあっては、次に掲げる事項を注記すること。

⑴　独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令第26条第７項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険責任準備金の額

⑵　独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令第28条第２項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険支払備金の額

⑶　独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令第29条第３項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険契約者配当準備金の額

［２・３　略］

第２　郵便貯金勘定に係る貸借対照表

郵便貯金勘定に係る貸借対照表

年　　月　　日

（単位　円）

科　　目	金　額	科　　目	金　額
（資産の部）		（負債の部）	
現金及び預金		郵便為替預り金	
現金		郵便振替預り金	
預金		郵便貯金	
金銭の信託		通常郵便貯金	
有価証券		積立郵便貯金	
国債		定額郵便貯金	
地方債		定期郵便貯金	
社債		住宅積立郵便貯金	
貸付金		教育積立郵便貯金	
預金者貸付		借入金	
地方公共団体貸付		短期借入金	
その他資産		長期借入金	
前払費用		その他負債	
未収収益		未払費用	
その他の資産		前受収益	
有形固定資産		その他の負債	
土地		賞与引当金	
減損損失累計額		役員賞与引当金	
建物		退職給付引当金	
減価償却累計額		負債の部合計	
減損損失累計額		（純資産の部）	
建設仮勘定		設立時資産・負債差額	
その他の有形固定資産		資本剰余金	
減価償却累計額		資本剰余金	
減損損失累計額		資本剰余金合計	

（記載上の注意）

1　再保険の契約を締結した場合にあっては、次に掲げる事項を注記すること。

⑴　独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令第26条第７項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険責任準備金の額

⑵　独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令第28条第２項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険支払備金の額

⑶　独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令第29条第３項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険契約者配当準備金の額

［２・３　同左］

第２　郵便貯金勘定に係る貸借対照表

郵便貯金勘定に係る貸借対照表

年　　月　　日

（単位　円）

科　　目	金　額	科　　目	金　額
（資産の部）		（負債の部）	
現金及び預金		郵便為替預り金	
現金		郵便振替預り金	
預金		郵便貯金	
金銭の信託		通常郵便貯金	
有価証券		積立郵便貯金	
国債		定額郵便貯金	
地方債		定期郵便貯金	
社債		住宅積立郵便貯金	
貸付金		教育積立郵便貯金	
預金者貸付		借入金	
地方公共団体貸付		短期借入金	
その他資産		長期借入金	
前払費用		その他負債	
未収収益		未払費用	
その他の資産		前受収益	
有形固定資産		その他の負債	
土地		賞与引当金	
減損損失累計額		役員賞与引当金	
建物		退職給付引当金	
減価償却累計額		負債の部合計	
減損損失累計額		（資本の部）	
建設仮勘定		設立時資産・負債差額	
その他の有形固定資産		資本剰余金	
減価償却累計額		資本剰余金	
減損損失累計額		資本剰余金合計	